

くらしサポタス修理サービス利用規約

第1条（適用）

1. 「くらしサポタス修理サービス利用規約」（以下、「修理サービス規約」といいます）は、くらしサポタスサービスのうち、くらしサポタス修理サービス（以下、「修理サービス」といいます）利用時に適用されるものとします。
2. 「修理サービス規約」に定めのない事項は、「くらしサポタスサービス利用規約」が適用されるものとします。
3. ガス機器メーカー保証およびガス器具ロング保証サービス「ほししょうさん」の適用範囲内の場合、「修理サービス」よりこれらの保証を優先して適用します。

第2条（サービスの概要）

1. 「修理サービス」は、会員が所有するガス器具に不具合が発生した場合において、出張料および当該ガス器具に関しての簡易手直し（30分以内で完了する作業）を無償で提供します。
2. 四国ガス㈱（以下、「当社」といいます）は、原則、委託会社を通じて「修理サービス」を提供します。
3. 作業員1名で行えない作業、30分を超過する作業、部品等の交換を伴う作業、特殊工具等を使用する作業等の一部作業は、別途有償となります（以下、「有料修理サービス」といいます）。
4. 「有料修理サービス」は会員からの申し出がある場合に提供します。
5. 「修理サービス」を提供する場合であって、作業時間が30分を超過することが見込まれる場合には、あらかじめ会員にお知らせします。

第3条（「修理サービス」の内容について）

1. 「修理サービス」の対象となる内容は、次の各号のとおりとします。
 - (1) コンロのバーナーキャップの位置調整
 - (2) 電池を必要とするガス器具の電池交換（電池代別途）
 - (3) ガス器具に関する使用説明
 - (4) その他30分以内で完了となる修理・調整作業
2. 「修理サービス」の受付および対応時間は、9時から17時までとします。（ただし、日曜・祝日・年末年始は除く。）
3. 「修理サービス」の利用には回数の制限はありません。
4. 「修理サービス」の申し込みが、あきらかにガス器具に関する案件でないものや対応を終えている案件の依頼については、無償対応の対象外とさせていただく場合があります。

第4条（修理サービスの利用申し込み）

1. 会員は、「修理サービス」を利用しようとする場合には、お近くの当社支店または当社指定のガスショップに電話連絡のうえ、オペレーターの求めに応じ会員名、住所等を伝えたくて、サービスの利用を申し込みするものとします。会員がガス機器メーカー等へ修理依頼をした場合は、「修理サービス」の対象外となります。
2. 「修理サービス」の利用申し込み時に、オペレーターの指示に基づき会員自らが不具合解消策を実行し、当該不具合が解消した場合には作業員を派遣しないことがあります。
3. 会員は、作業員がサービスを提供する前に身分証明書等の提示を求めた場合、サービス対象物件の所有者又は管理者等から事前の承諾を得るよう求めた場合は、これに応じていただくものとします。

第5条（「有料修理サービス」）

1. 「有料修理サービス」は、事前に作業員が作業内容、料金等を説明し、会員に事前の承諾を得た場合に限り提供するものとします。
2. 「修理サービス」の提供にあたり、作業時間が30分を超過する場合、作業員は、会員に所定の料金が発生する旨をあらかじめ説明し、承諾を得るものとします。なお、会員の承諾が得られない場合は、作業を継続しないものとします。
3. 会員は、作業員が「有料修理サービス」を提供することを承諾した場合には、作業完了後に当該費用を作業員に直接支払うものとします。
4. 委託会社は、会員との協議により有料修理サービスの提供をガス機器メーカー等の第三者に委託することがあります。

第6条（サービス提供の制限）

1. 「修理サービス」におけるサービス対象物件は、会員と当社とのガス使用契約に基づくガス使用場所である個人の居住住戸に限ります。ただし、店舗付住宅の店舗部や集合住宅の共用部は対象外とします。
2. 会員は、「修理サービス」が現場への出勤時間を保証するものではなく、天候・交通状況・作業員の作業状況等により作業員が到着するまでに時間を要する場合があること、また会員のお住まいによっては翌日以降の訪問となる場合があることあらかじめ承諾することとします。
3. 停電時にはサービスを提供できないことがあります。
4. 作業時に騒音・振動等が発生し周辺住民に影響が及ぶ場合には、会員が周辺住民への説明などの対応を行うものとします。また、周辺住民への影響を考慮してサービスを提供しないことがあります。
5. 委託会社がガス器具の不具合の発生原因が会員の故意によるものであると判断した場合は、サービスを提供しないことがあります。
6. サービス対象物件の所有者又は管理者等から事前の承諾が得られない場合や委託会社がサービスを提供することが困難であると判断する場合は、サービスを提供しないことがあります。

第7条（保証の限度）

1. 「修理サービス」は不具合発生時に応急的な処置を施すものであり、再発防止を保証するものではありません。会員は必要に応じて、自らの費用と責任において処置を依頼するものとします。
2. 「修理サービス」は会員が被った一切の損害を保証するものではありません。
3. 「修理サービス」は会員が当社又は委託会社以外の第三者にトラブル解消の措置を依頼した場合の当該費用を補てんするものではありません。
4. サービス対象物件の所有者又は管理者等から事前の承諾が無しにサービスを提供したことによって生じた一切の紛争について当社及び委託会社は関与しません。

第8条（サービス内容の変更）

1. 当社は、会員との事前協議なしに「修理サービス」のサービス内容を変更することがあります。この場合、当社は、当社が適当と認める方法により会員に通知するものとします。

本規約は、2019年4月1日から実施します。